

随意契約理由書

工事名称：一級河川 神崎川 神崎川左岸 4号防潮鉄扉補修工事

西大阪治水事務所の所管する神崎川筋に設置された防潮鉄扉は、高潮及び津波発生時に閉鎖、浸水を防止することにより、府民の生命と財産を守る重要な役割を果たす防災施設であり、高潮時等に安全で確実な運転を行うため、施設の機能を常に確保する必要がある。

本工事は、神崎川左岸 4号防潮鉄扉に発生しているウォームギア減速機の不具合を解消すべく、ウォームギア減速機及び経年劣化した構成部品の交換を実施するものである。

当該設備は、神崎川左岸 4号防潮鉄扉の走行装置の一部であり、神崎川左岸 4号防潮鉄扉の構造等にあわせて、独自に設計、製作されたものである。

そのため、本工事の施工にあたっては、当該設備の詳細な設計資料等の技術情報を有し、かつその機能および構造に熟知していることが必要である。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計、製作、据付を行った、西田鉄工株式会社 大阪支店以外にいないことから、同社から見積りを徴取することとし、見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するものとする。

なお、本件は上述のとおり「特定のものでなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第 62 条関係第 2 項第 1 号の規定により比較見積りの徴取を省略するものとする。